

## ◎佐賀県条例第7号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(個人番号の利用) <b>第4条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の右欄に掲げる事務及び知事が処理する法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。	(個人番号の利用) <b>第4条</b> 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が処理する同表の中欄に掲げる事務及び知事が処理する法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
2 知事は、 <u>前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> (特定個人情報の提供) <b>第5条</b> 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するた	2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 3 知事は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u> (特定個人情報の提供) <b>第5条</b> 法第19条第11号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するた

改正前		改正後	
<p>めに必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p><b>別表第1（第4条関係）</b></p>		<p>めに必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p><b>別表第1（第4条関係）</b></p>	
執行機関	事務	執行機関	事務
1・2 略		1・2 略	
3 知事	<p>療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	3 削除	
4～11 略		4～11 略	
<b>別表第2（第4条関係）</b>		<b>別表第2（第4条関係）</b>	
執行機関	事務	特定個人情報	
1 知事	<p>生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25</p>	

改正前	改正後		
	<p>年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)に関する情報であって規則で定めるもの</p>		
	<p>2 知事</p>	<p>佐賀県心身障害者扶養共済制度条例第9条の規定による掛金の減額に関する事務</p>	<p>生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>

改正前	改正後	
	<p><u>であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>3 知事</u></p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>  <u>(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p>	
<p><u>別表第2 (第5条関係)</u></p> <p>略</p>	<p><u>別表第3 (第5条関係)</u></p> <p>略</p>	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。